

令和5年10月13日

建設局

都立明治公園（Park-PFI 事業地）の供用開始について

都立明治公園では、都として初めて都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、新たな公園の整備を行ってきました。このたび、下記のとおり供用を開始しますので、お知らせします。

記

1 供用開始の日

令和5年10月31日（火）

2 供用開始エリア



※ 10月31日に供用開始するエリアは、希望の広場、インクルーシブ広場、誇りの杜、公園管理所等の特定公園施設となります。その他のエリアの供用開始は、令和6年1月を予定しています。

3 お披露目イベントについて

令和5年11月3日（金・祝）、4日（土）に、指定管理者主催で、地元団体や学校等によるステージプログラム、ブース出展等のイベントが行われます。

詳細は以下のホームページをご確認ください。

明治公園ホームページ <https://www.meiji-park.com/>



（参考）Park-PFIとは

都市公園において飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。

〔問い合わせ先〕

建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5168

Eメール S0000381 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。